	(8)　排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 4　内燃機関を原動機とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	
無停電電源装置	1　無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2　無停電電源装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
電力貯蔵装置	1　電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2　電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量の設定根拠に関する説明書 電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

様式第１中「様式第１（第22条関係）」を「様式第１（第59条関係）」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第22条第１項（第２項、第３項）」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の３の17及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第59条第１項（第２項、第３項）」に改める。

様式第二中「様式第２（第48条関係）」を「様式第２（第131条関係）」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第48条第１項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第131条第１項」に改める。

様式第三中「様式第３（第50条関係）」を「様式第３（第133条関係）」に改め、同様式表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第６項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の３の24第６項」に改め、同様式裏面中「第37条　（略）」を「第43条の３の24　（略）」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「遵守の状況」の下に「（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）」を加え、「第37条第５項」を「第43条の３の24第５項」に改め、「第37条第６項」の下に「、第43条の３の24第６項」を、「第43条の２第１項」の下に「、第43条の３の27第１項」を、「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加える。

様式第五中「様式第５（第52条関係）」を「様式第６（第134条関係）」に改め、同様式を様式第六とする。

様式第四中「様式第４（第50条関係）」を「様式第５（第133条関係）」に改め、同様式表面中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に改め、同様式裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣とする」を「原子力規制委員会とする」に改め、「第28条の２第１項」の下に「、第43条の３の13第１項」を加え、「第62条第１項」を「第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15第１項、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項及び第43条の３の30第１項」に、「船舶」を「原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所」に、「関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させる」を「又は関係者に質問させる」に、「４　（略）」を「４～５　（略）」に、「５　原子力規制委員会」を「６　原子力規制委員会」に、「６　前各項」を「７　前各項」に、「７～10」を「８～12」に、「11　第１項から第５項まで」を「12　第１項から第６項まで」に、「第２項から第４項まで又は第12項」を「第２項から第５項まで又は第13項」に、「第68条第５項」を「第68条第６項」に改め、「第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）」の下に「、第13号の３から第13号の７まで」を加え、同様式を様式第五とする。

様式第三の二「様式第３の２（第50条関係）」を「様式第４（第133条関係）」に、同様式表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の２第２項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の３の27第２項」に改め、「第43条の２　（略）」を「第43条の３の27　（略）」に、「第43条の２第１項」を「第43条の３の27第１項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加え、同様式を様式第四とする。

様式第六の次に次の二様式を加える。

様式第７（第134条関係）

〈ＨＴＭＬ〉
〈ＨＥＡＤ〉〈ＴＩＴＬＥ〉原子炉等規制法第43条の３の17〈／ＴＩＴＬＥ〉〈／ＨＥＡＤ〉
〈ＢＯＤＹ〉〈ＰＲＥ〉
【書類名】運転計画
【提出日】
【あて先】原子力規制委員会殿
【提出者情報】
　　【氏名又は名称】
　　【住所】
【適用条文】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の３の17
【様式番号】001